

# 西都市文化ホール利用上の注意

西都市文化ホール

1. ホール利用の権利を他人に譲渡したり転貸したりすることはできません。
2. 利用時間には準備、練習、後片付け等すべての時間を含みます。時間内に後片付けを行いホール職員に引き継いでください。
3. 改正健康増進法の受動喫煙防止条例により、客席、ロビー、出演者控室などホールの敷地内は禁煙ですので厳守してください。またホール敷地内での飲食も禁止されております。  
また、ホールの運営上、次の行為も禁止されています。
  - (1) 許可なくホール内の壁、ガラス等へ貼り紙や釘打ちをすること。
  - (2) 許可なくプログラム販売以外の売店を設けたり行商を行ったりすること。
  - (3) 指定された場所以外で火気の使用をすること。
  - (4) 許可なく金品の寄付募集の行為を行うこと。
4. 駐車場はショッピングセンターパオの屋上駐車場が利用できます。2F駐車場はショッピング利用の方に限定され利用はご遠慮ください。多くの来場者が見込まれる場合は妻駅西地区多目的広場（南側駐車場）をご利用いただき、その場合は主催者から車誘導をお願いすることがあります。
5. 利用者は次の事項について守っていただくとともに入場者にも徹底をお願いします。
  - (1) 入場者の安全を確保するため、文化ホールが定める定員以上の入場をさせないこと。
  - (2) 入場者に迷惑をかけるおそれのある者は入場を断るとともに会場内にいる場合には退場を命じること。
6. 設備・器具が破損した場合は直ちにホール職員にお知らせください。連絡がない場合の設備、器具の破損及び連絡がなく事後判明したものは弁償をお願いする場合があります。
7. その他ホールの利用にあたってはホール職員の指示に従ってください。
8. 利用料金のお支払い  
文化ホールご利用実績のあるお客様は、利用日以降にホール使用料・備品使用料を含めて精算をお願いします。請求書を発行しますので、受領後7日までに清算願います。  
新規のお客様は、利用日7日前までにホール使用料をお支払い頂き、行事終了後に利用された音響・照明備、控室等及び空調の利用料をお支払い願います。
9. 利用申請後に、日程の変更が生じた場合には、すみやかに変更の手続きを行ってください。利用日程の取消しは、キャンセル料が発生します。  
利用予定日の10日前までに利用取消しの申出があった場合…ホール使用料の2割  
利用予定日の3日前までに利用取消しの申出があった場合…ホール使用料の4割

※ 問合せ先 西都市文化ホール事務所（コミュニティプラザパオ2階 西都市働く婦人の家内）  
〒881-0012 宮崎県西都市小野崎1丁目66番地 TEL 0983-32-6307